

令和 8 年度電気工事士免状作成等業務委託契約書

群馬県（以下、「甲」という。）と受託者（以下、「乙」という。）とは、次の条項により、電気工事士免状の交付事務に関する委託契約を締結する。

（目的）

第 1 条 甲は、電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）に基づく電気工事士免状（以下、「免状」という。）の作成等業務（以下、「委託事務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（免状の種類）

第 2 条 甲の委託により乙が作成する免状の種類は、次の各号のとおりとする。

- （1）第一種電気工事士免状
- （2）第二種電気工事士免状

（委託事務の内容）

第 3 条 委託事務の内容は、次の各号のとおりとする。

- （1）免状交付申請書の配布及び受付、審査並びに整理に関する事。
- （2）免状の再交付申請書の配布及び受付、審査並びに整理に関する事。
- （3）免状の書換え申請書の配布及び受付、審査並びに整理に関する事。
- （4）免状の作成及び送付に関する事。
- （5）免状交付台帳の作成、保管及び整理に関する事。
- （6）その他、前各号に掲げる事務に関する事。

2 前項の委託事務の実施方法は、「電気工事士免状作成等委託業務マニュアル」に定めるとおりとする。

（委託期間）

第 4 条 この契約の委託期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

（委託料）

第 5 条 甲は、委託事務の実施に要する費用として、次表に定める委託内容の区分に応じた 1 件当たりの処理単価に実処理件数を乗じて得た金額に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。円未満の端数は切り捨て）を加算し、委託料として乙に支払うものとする。

委託内容の区分		新規交付	再交付	書換え
1 件当たり の処理単価	第一種電気工事士免状	円	円	円
	第二種電気工事士免状	円	円	円

(受付報告書及び成果報告書等の提出)

第6条 乙は、月ごとの処理実績について翌月の5日以内に、免状交付申請受付報告書(様式1)(以下、「受付報告書」という。)を免状交付申請書を添えて甲へ提出するものとする。

また、乙は、第8条に規定する各対象期間の末日から10日以内に、免状交付成果報告書(様式第2)(以下、「成果報告書」という。)を甲へ提出するものとする。

(検査)

第7条 甲は、乙から成果報告書を受理したときは、その日から10日以内に検査を行い、その結果を乙に通知するものとする。

2 乙は、前項の検査の結果、補正を命じられた場合には、甲が指定する期間内に補正を行い、検査を受けなければならない。前項の通知は、補正後の検査において準用する。

(委託料の請求)

第8条 乙は、前条の規定による成果報告書の受理通知を受けた後、下表の対象期間ごとに、当該期間の事務実施に係る免状作成業務委託料請求書(様式第3)(以下、「請求書」という。)を甲へ提出するものとする。

	対 象 期 間
第1回	令和8年4月1日 ~ 令和8年10月31日
第2回	令和8年11月1日 ~ 令和9年3月31日

(委託料の支払時期等)

第9条 甲は、前条の規定による請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料(取引に係る消費税等を含む。)を乙に支払うものとする。

(委託事務処理上の調査等)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、いつでも乙に対し委託事務の進行状況等の報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を与えることができる。

2 乙は、事故等の発生により、委託事務の遂行に支障が生じると認めるときは、速やかに事由を付して甲に報告しなければならない。

(申請受付体制)

第11条 申請を受け付ける窓口は、群馬県内の各地域を広く網羅し、10以上の市町村において申請受付窓口を設置するものとする。

(標準事務処理期間)

第12条 免状の新規交付、再交付及び書換えに係る標準的な事務処理期間は、下表のとおりとする。ただし、特別の事由により、あらかじめ甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

免状の種類	標準事務処理期間	経由期間(申請受付窓口→本所)
第一種電気工事士免状	7日間	3日間
第二種電気工事士免状	7日間	3日間

(守秘義務等)

第13条 乙は、この契約の履行に当たって、この契約書の定めるところに従い、誠実に実施するとともに、この委託事務に関して知り得た秘密を他へ漏らしてはならない。
2 乙は、この契約の履行に用いた関係資料及び帳票等を、第三者のために転写し、閲覧させ、又は貸し出してはならない。

(目的外使用の禁止)

第14条 乙は、この委託事務に係る関係資料及び帳票等を、他の用途に使用してはならない。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、この委託事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
ただし、乙は、第3条(2)及び(3)の事務を行うために必要な項目について、甲の承諾を得て個人情報が記録された資料等を必要に応じ複写、又は複製し所有することができるものとする。

(免状印刷に係る機器一式、印影及び免状カード等の管理)

第16条 甲は、乙に免状印刷に係る機器一式及び印影を貸し出すものとする。乙は、免状印刷に係る機器一式及び印影並びに免状カードについて、責任者を定め適正に管理するものとする。また、免状カードの受払い状況については、甲から報告要請があった場合、免状用紙受払い簿(様式4)を速やかに提出するものとする。

(再委託の禁止)

第17条 乙は、委託事務の全部又は一部の処理を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(契約の解除)

第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。

(1) 契約の履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に契約を履行する見込みがな

いとき。

(2) 契約の履行に着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。

(3) 契約の履行について不正の行為があったとき。

(4) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。

(5) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という。）の相手方が暴力団又は暴力団員等あることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

(6) その他この契約書の条項に違反したとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したとき（前項第1号又は第2号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として契約単価に年間予定数量を乗じて得た金額の10分の1に相当する額の支払いを求めることができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

（談合等不正行為があった場合の解除等）

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令）又は独占禁止法第85条第1号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(2) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約単価に年間予定数量を乗じて得た金額の10分の2に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 乙が第1項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

(違約金等の遅延利息)

第20条 乙が、第18条第2項並びに第19条第2項及び第3項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第21条 甲は、納入された物品に種類、品質、数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下、「契約不適合」という。)であるときは、甲の指定した方法により、修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求(以下、「追完請求」という。)することができる。

2 甲は、本物品が契約不適合により、本契約の目的が達成できないと判断する場合、前項に定める追完の催告を行うことなく、甲の選択により損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 甲が契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約の変更)

第22条 甲は、乙と協議のうえ、この契約の内容を変更することができるものとする。

(契約の費用)

第23条 この契約の締結に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の解決)

第24条 この契約に定める事項に疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合には、群馬県財務規則(平成3年3月25日 群馬県規則第18号)に基づくほか、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(暴力団等による不当要求行為があった場合の届出義務)

第25条 乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が当該契約の遂行に当たり暴力団又は暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和 8年 4月 1日

甲 前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県知事 山本 一太

乙

様式第 1

年 月 日

群馬県知事 様

商号又は名称
代表者職氏名

免状交付申請受付報告書

標記委託事務の成果について、契約書第 6 条の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 期 間 年 月 日 ～ 年 月 日

2. 免状作成状況

区 分		新規交付	再 交 付	書 換 え	合 計
処理	第一種電気工事士免状	件	件	件	件
件数	第二種電気工事士免状	件	件	件	件
合 計		件	件	件	件

3. 添付書類

- (1) 各種の免状申請書
- (2) 免状受払い簿
- (3) その他、免状交付事務に必要な書類等

様式第 2

年 月 日

群馬県知事 様

商号又は名称
代表者職氏名

免状交付成果報告書

標記委託事務の処理実績について、契約書第 6 条の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 期 間 年 月 日 ~ 年 月 日

2. 免状申請処理状況

区 分		新規交付	再 交 付	書 換 え	合 計
処理	第一種電気工事士免状	件	件	件	件
件数	第二種電気工事士免状	件	件	件	件
合 計		件	件	件	件

3. 添付書類

免状交付台帳

様式第3

年 月 日

群馬県知事 様

商号又は名称
代表者職氏名

免状交付事務委託料請求書

1. 免状交付事務に関する委託事業（ 年 月 日～ 年 月 日分）
2. 標記委託料を下記のとおり請求します。

記

（1）請 求 金 額 円
（消費税及び地方消費税を含む。）

（2）算 出 内 訳（別 紙）

（3）振込先金融機関名等

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇 理事長 〇〇 〇〇

振込先金融機関名：〇〇銀行 〇〇支店

口 座 番 号 ：普通・当座 ××××××

別紙

委 託 料 請 求 内 訳 書

1. 期 間 年 月 日 ~ 年 月 日

2. 内 訳

(1) 第一種電気工事士免状

区 分	新規交付	再 交 付	書 換 え	合 計
第一種電気工事士免状(A)	件	件	件	件
処 理 単 価 (B)	円	円	円	円
委託料 (税抜) (A)×(B)	円	円	円	① 円

(2) 第二種電気工事士免状

区 分	新規交付	再 交 付	書 換 え	合 計
第二種電気工事士免状(A')	件	件	件	件
処 理 単 価 (B')	円	円	円	円
委託料 (税抜) (A')×(B')	円	円	円	② 円

(3) 消費税等相当額 (①+②) ×法定税率 ③ 円

請求金額 ①+②+③ _____ 円

